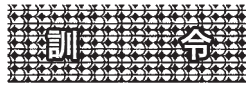


宿泊料・食卓料相当		合計金額		円	(宿泊料	円	食卓料	円)
日付	泊数	宿泊施設名			宿泊形態		宿泊料	食卓料
							円	円
							円	円
備考								

- (備考) 1 領収証等は、専用の用紙に貼り付けること。
 2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

会計課



長野県教育委員会訓令第4号

事務局
 教育機関

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成15年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県教育委員会

第2条第2号中「同条第6号」を「同条第1号、第2号、第3号及び第6条」に、「を除く」を「に限る」に改め、「第10条及び」を削り、同条第4号中「一般職の非常勤の職員に関する規程（昭和33年4月28日付け33年第58号総務部長通知）第2条第3項に規定する純非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員」に改める。

第10条第1項中「(県立学校は除く。)」を削り、同条第3項中「職務」を「事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務」に改め、同項第3号中「職員」を「本庁内又は所属所内の巡視等による職員」に改め、「医学的」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号中「で、医学に関する専門的知識を必要とするもの」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 労働安全衛生規則第14条第1項第2号に規定する面接指導に関すること。

第11条第1項中「県立学校」を「常時50人未満の職員が勤務する所属所（県立学校に限る。）」に改め、同条第3項中「常時50人以上の職員が勤務する学校にあっては産業医の職務を、その他の学校にあっては」及び「、それぞれ」を削り、「掲げる」の次に「事項で医学に関する専門的知識を必要とする」を加え、同項第3号中「職員」を「所属所内の巡視等による職員」に改め、「医学的」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号中「で、医学に関する専門的知識を必要とするもの」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 労働安全衛生規則第14条第1項第2号に規定する面接指導に関すること。

第11条第4項中「、衛生管理者」を削る。

第12条第4項中「、職員健康管理医」を削る。

第14条第4項中「又は職員健康管理医及び」を「、」に、「並びに」を「及び」に改め、「者とする」を削る。

様式第4号を次のように改める。

(様式第4号)(第14条、第15条関係)

所属所安全衛生委員会開催(協議結果)報告書

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者様

所属名
所属長

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程第14条第6項(第15条第2項)の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 開催状況等

開催日時	月 日	所要時間	分	職員数	人
出席委員数 / 委員総数	/	産業医又は職員健康管理医の出席		有 / 無	
議事概要の周知方法	掲示 / 書面交付 / ネットワーク		議事録作成確認		

2 審議(協議)事項 (該当するもの全てに○を付けてください)

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 委員会の運営全般に関する事項
ア 委員会の年間計画、役割の確認
イ 前年度のまとめ
ウ 今年度のまとめ</p> <p>(2) 健康管理に関する事項
ア 健康診断の実施計画、受診勧奨
イ 健康診断の受診結果、事後措置の周知
ウ 感染症対策</p> <p>(3) 健康の保持増進に関する事項
ア 産業医又は職員健康管理医による講話・指導
イ 健康教育・衛生教育(アを除く)
ウ 健康相談の周知</p> <p>(4) 職場環境に関する事項
ア 職場巡視、安全点検
イ 寒さ、暑さ対策
ウ 禁煙対策
エ 休養室の活用
オ ハラスメント対策
カ 公務災害</p> | <p>(5) 健康障害防止に関する事項
ア 長時間勤務の解消対策
イ 長時間勤務による健康障害防止のための医師との面接指導の周知
ウ メンタルヘルス対策
エ ストレスチェックの受検勧奨
オ ストレスチェック後の医師による面接指導の周知
カ ストレスチェック結果による職場環境改善</p> <p>(6) その他
ア レクリエーションの企画、まとめ
イ 職員アンケートの企画、まとめ
ウ 「安全衛生委員会だより」等の発行
エ その他(具体的に記入してください)</p> |
|---|--|

3 審議(協議)内容(重点的に取り組んだ事項、改善された事項、課題等をご記入ください。また、重点的な取組みに関する審議(協議)資料(又は周知用資料)等がある場合は、添付してください。)

担当者職氏名

保健厚生課

長野県教育委員会訓令第5号

県立高等学校
 県立中学校
 県立特別支援学校

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県教育委員会

題名を次のように改める。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程

第4条中「校長は」を「校長は、」に、「を嘱託」を「の嘱託に係る内申を」に、「写」を「写し」に改める。

第6条を次のように改める。

（産業医）

第6条 常時50人以上の職員が勤務する学校に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置くものとする。

2 産業医は、該当する学校に1人とし、校長の内申に基づいて委員会が嘱託するものとし、必要な事項は教育長が定める。

3 校長は、産業医の嘱託に係る内申をしようとするときは、産業医嘱託内申書に履歴書、医師の免許証の写し及び産業医の資格が確認できる書類を添えて委員会に提出しなければならない。

第7条第1項中「学校」を「常時50人未満の職員が勤務する学校」に改め、同条第2項中「1校につき」を「該当する学校に」改める。

第8条及び第9条中「学校医等」の次に「及び産業医」を加える。

第10条中「の嘱託を解こう」を「又は産業医の解嘱に係る内申をしよう」に、「に、解嘱願」を「又は産業医解嘱内申書に解嘱願」に改める。

第11条中「が死亡」を「又は産業医が死亡」に、「を委員会」を「又は産業医死亡報告書を委員会」に改める。

別表の学校総合保健管理医の項の次に次のように加える。

産業医	年額 140,000円
-----	-------------

保健厚生課